

特記仕様書

（一般事項）

第1条 本業務における一般事項は、下記による。

- ・図面及び特記仕様に記載されていない事項については、「公共建築改修工事標準仕様書」，「公共建築工事標準仕様書」等の関連する諸基準に基づき実施すること
- ・業務に先立ち，実施工程表，施工図等を作成・提出し監督員と協議のうえ業務を実施すること。また，改修範囲を確認し，設計図書等の相違があれば，監督員と協議すること
- ・作業時間は9時から17時の間に行うこと。また，休日に作業を行う場合は，事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。ただし，平日・休日ともに施設管理者の都合により作業中止を求める場合がある

（発生材の処理について）

第2条 受注者は，発生材の処理については，建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律，資材の有効な利用の促進に関する法律，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令に従い処理すること。

また，発生材の内，アルミ扉，コンクリート（鉄筋）については，次に掲げる場所に搬出すること。

- ・コンクリート（鉄筋）
勝浦砕石(有) 徳島市飯谷町大ノ上
- ・アルミ扉
旭鉱石(株) 徳島市飯谷町枇杷の久保20

コンクリート（鉄筋）については，上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが，増額変更の対象とはしない。なお，搬出先については，中間処理施設のみとする。

アルミ扉については，処理施設の状況，処理方法を勘案し，業務実施前に改め監督員と協議のうえ決定するものとする。また，この内容によっては，変更の対象となる場合がある。

（完成図・写真等）

第3条 工事写真については，完成，着手前，施工中，資材のものを作成，提出すること。完成図については，製本2部，電子データ2部（PDF形式，SFC形式でCD-Rに収めたもの）を提出すること。

（使用材料について）

第4条 使用する建具については，性能を有することを証明する書類を提出し，監督員の承諾を受けること。

（その他）

第5条 その他の事項は、下記による。

- ・本業務の対象となる警報局のうち，長柱・飯谷・上沖野の各警報局舎は嵩上げタイプ（約5m嵩上げ）であるため，高所の資材搬入出作業時に必要なラフテレーンクレーン（4.9t吊り）を1日と交通誘導警備員Bを2人・日（交代要員無し），それぞれ計上している。
- ・本仕様書に定めのない項目については，監督員と協議のうえ定めるものとする。